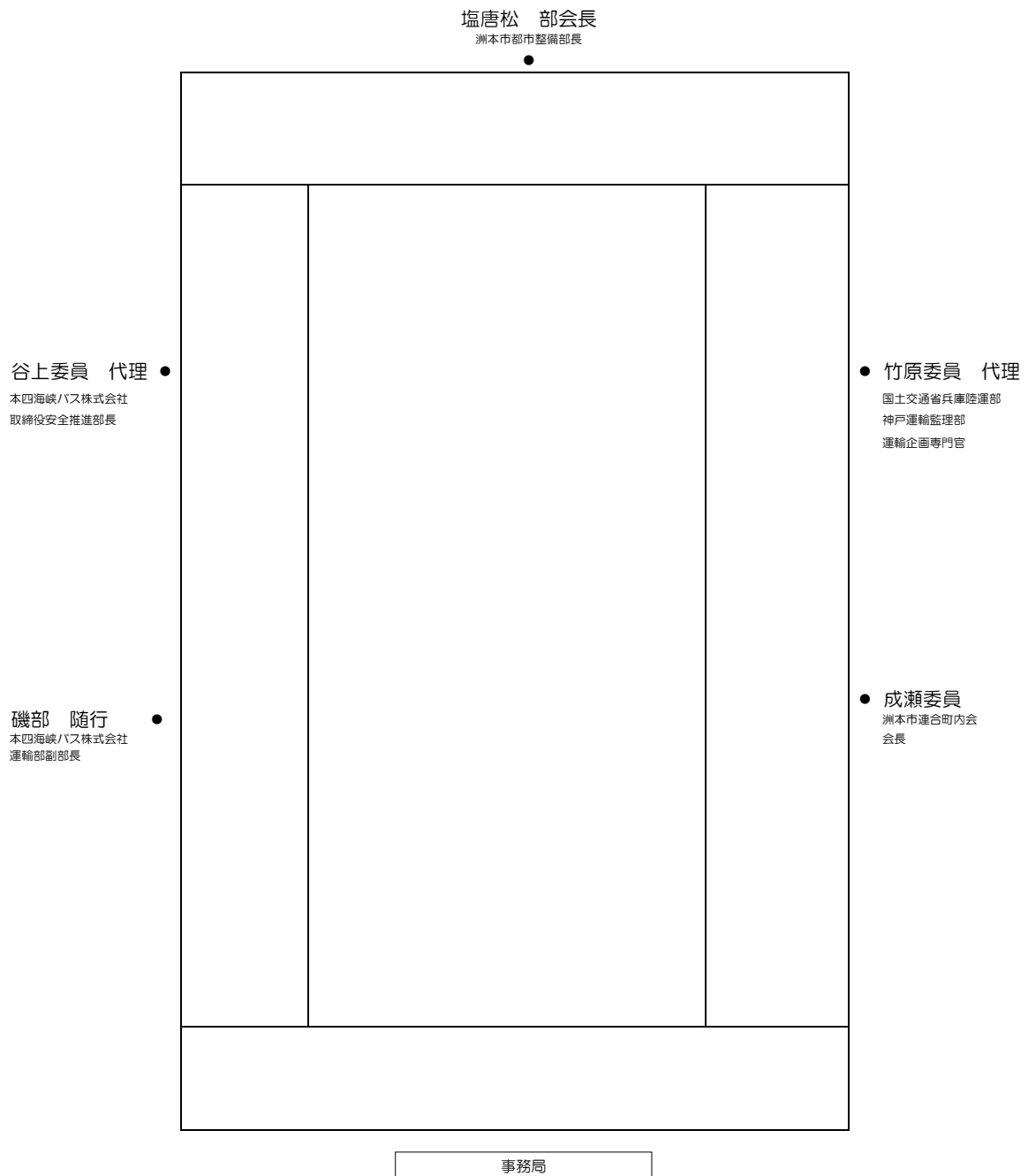


令和 7 年度洲本市地域公共交通会議 運賃協議部会委員名簿

(敬称略)

No	分類	役職	機関・団体等	氏名	備考
1	市民代表	委員	洲本市連合町内会 会長	成瀬 健太郎	
2	国	委員	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門 首席運輸企画専門官	木原 健太	代理出席：運輸企画専門官 竹原弘二
3	運送事業者	委員	本四海峡バス(株) 取締役 運輸部長	助田 勝彦	代理出席：取締役安全推進 部長 谷上雅則
4	洲本市	委員	洲本市 都市整備部長	塩唐松 照佳	部会長

令和7年度第1回 洲本市地域公共交通会議 運賃協議部会 配席図



出入口

出入口

○洲本市地域公共交通会議設置要綱

平成20年10月23日告示第78号

改正 平成26年5月20日告示第34号の3

令和2年5月21日告示第37号

令和6年5月16日告示第64号

洲本市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、自家用有償旅客輸送の必要性、公共の福祉の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、洲本市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) 洲本市が行う自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員30人以内で組織する。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の又はその組織する団体の代表者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (3) 市民又は市民が組織する団体の代表者
- (4) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員
- (5) 兵庫県の職員
- (6) 兵庫県警察洲本警察署の職員
- (7) 洲本市の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、学識経験を有する者その他の市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 委員は、個人情報その他職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が洲本市の職員である委員のうちから指名し、副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン（平成18年9月15日付け国自旅第161号国土交通省物流・自動車局長通達別紙）5.（3）に規定する地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果については、交通会議の議決があったものとみなす。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上の必要があると認めるときは、この限りではない。

(会議の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により交通会議を招集することが困難である場合には、書面又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、協議を行うことができる。

(部会)

第9条 交通会議は、その定めるところにより、道路運送法第9条第4項に規定する協議会として部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会における協議の状況及び結果を交通会議に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 交通会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって交通会議の議決とすることができる。
- 7 第7条及び前条の規定は、部会の議事等について準用する。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、企画情報部企画課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月20日告示第34号の3）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月21日告示第37号）
この告示は、公布の日から施行する。

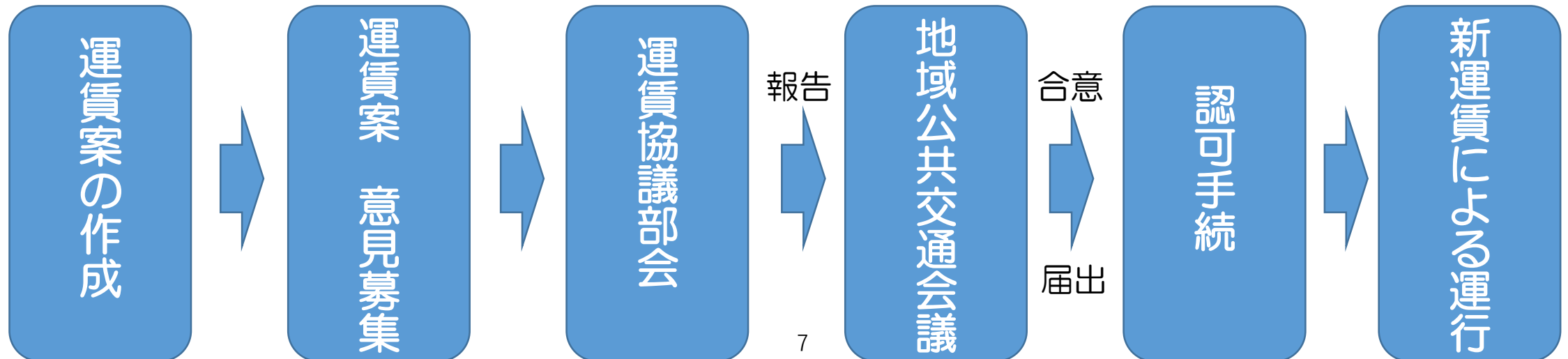
附 則（令和6年5月16日告示第64号）
この告示は、公布の日から施行する。

運賃改定の流れについて

○協議会の構成員

道路運送法第9条第4項の定義	構成員
一 当該路線等をその区域に含む市町村 （特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県	洲本市職員
二 当該運賃等を定めようとする 一般乗合旅客自動車運送事業者	運送事業者（今回は本四海峡バス株式会社）
三 当該路線等を管轄する地方運輸局長	近畿運輸局
四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表するものとして指名する者	対象となる地域における代表者（連合町内会長）

○運賃改定の流れ



（参考資料）

○協議運賃とは

道路運送法上、乗合バスの運賃は、原則として国が認可する上限の範囲内で、各バス事業者が決定しますが、この運賃を地域公共交通会議などでの協議に基づき決定することも可能（道路運送法（以下「法」という）第9条第4項）となっており、この方法で決定された運賃を「協議運賃」という。

運賃の種類	概要	適用される運賃
上限運賃	運賃の上限額を定める	一般路線などの運賃
実施運賃	上限額の範囲内で、実施する運賃を定める	一般路線などの運賃
協議運賃	協議により運賃を定める	法第9条第4項に規定する協議会における協議が調った運賃
軽微運賃	一定要件のもと、運賃を定める	定期観光運送、高速バス、臨時運送、路線不定期、区域運航の運賃

○関係条文

・道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条（１～３省略）

４ 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

（以下省略）

路線バス「鮎原線」運賃改定（案）に関する意見募集について

1. 趣 旨

全国の多くの路線バスでは、人口減に伴うバス利用者減を原因とする運賃収入の減少、原油価格の高騰による燃料費の増、働き方改革に伴う運転士不足や運転士の人件費の増による運行経費の増加などにより、バス事業者の経営が圧迫され、路線バスの減便や廃止、運賃の値上げなどが実施される大変厳しい状況となっています。

このような状況の中にあって、「鮎原線」（JA淡路日の出五色支店前～しづかホール前）を運行する本四海峡バス株式会社から、利便性向上による利用者増加を図り路線を維持するため、運賃を改定したい旨の申し出がありました。

鮎原線は、淡路市生活観光バス（以下「あわ神・あわ姫バス」といいます。）と重複する区間が一部あること、利用者の多くが学生であること、廃止路線であり、洲本市と淡路市が運行に係る補助を行っていることなどを加味し、運行事業者と2市で協議を行った結果、あわ神・あわ姫バスと一部重複する路線の廃止とそれに伴う運行ダイヤを見直すこと、及びあわ神・あわ姫バスとの共通乗車を可能とするため、現行の距離別運賃から均一料金に変更する案としました。

なお、これらの変更にあたっては、洲本市と淡路市がそれぞれ設置する地域公共交通会議の運賃部会での承認が必要となることから、協議の参考とするため皆様のご意見を募集いたします。

※ 今回の意見募集は、運賃等の改定を行うため、道路運送法第9条第4項に規定する協議会との協議を行うに当たり、当該協議会に利用者の皆様のご意見を適切に反映させることを目的として、同条第5項の規定により実施するものです。

2. 運賃改定実施日（予定）

令和7（2025）年9月1日から

運賃改定(案)

均一運賃とし、通常運賃のほかに回数券、定期券及び1日乗り放題券等を設定します。

区分			大 人	高校生以上の学生	小学生、中学生、 65 歳以上の高齢者、 障がい者	幼児（1 歳以上 未就学児まで）
通常運賃 （1 乗車につき）			500 円		250 円	50 円
回数券			5,000 円 （14 枚綴り）	5,000 円 （16 枚綴り）	2,500 円 （11 枚綴り）	—
定期券	1ヶ月 （30 日間有効）		14,000 円	12,000 円	9,000 円	—
	3ヶ月 （90 日間有効）		40,000 円	35,000 円	20,000 円	—
	6ヶ月 （180 日間有効）		77,000 円	67,000 円	39,000 円	—
	学期	1 学期	—	36,000 円	—	—
		2 学期		40,000 円		—
		3 学期		28,000 円		—
一日乗り放題券 （当日限り有効）			1,000 円		500 円	—

- (1) 小学生以上の同伴者と乳幼児(1歳未満の乳児及び1歳以上未就学児までの幼児をいう。)が乗車する場合は、同伴者1人につき、乳幼児2人まで無料とする。幼児のみが乗車する場合の運賃は、幼児1人につき、1乗車50円とする。
- (2) 障がい者の同伴者(介助者)は、障がい者と同等の運賃とする。
- (3) 鮎原線からあわ神・あわ姫バスの路線への乗継ぎは、乗継券、定期券での利用可を前提とする(片道に複数回乗り継いでも運賃は1回分で乗車できる。)。ただし、乗継券から1時間以内に限り有効とする。

鮎原線の運行経路図

(JA淡路日の出 五色支店前 ~ (津名高校前・竹谷 経由) ~ しづかホール前)



現行運賃

○記載運賃額は、大人の額です。

○小児及び障がい者手帳をお持ちの方は、大人運賃額の半額となります。

[illegible]

改定運賃案

別紙 3

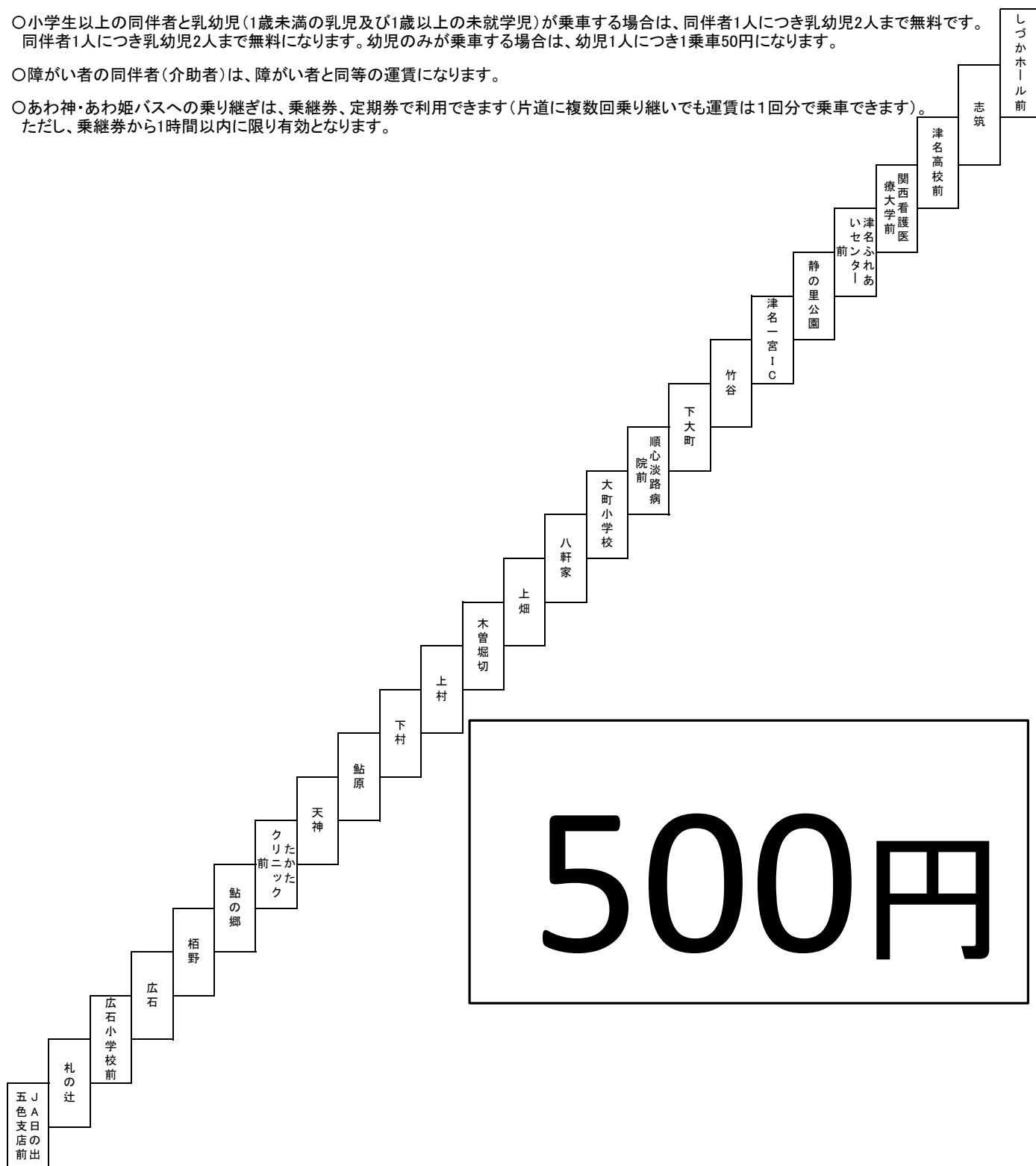
○記載運賃額は、大人の額です。

○小学生、中学生、65歳以上の高齢者、障がい者は大人運賃額の半額となります。

○小学生以上の同伴者と乳幼児(1歳未満の乳児及び1歳以上の未就学児)が乗車する場合は、同伴者1人につき乳幼児2人まで無料です。同伴者1人につき乳幼児2人まで無料になります。幼児のみが乗車する場合は、幼児1人につき1乗車50円になります。

○障がい者の同伴者(介助者)は、障がい者と同等の運賃になります。

○あわ神・あわ姫バスへの乗り継ぎは、乗継券、定期券で利用できます(片道に複数回乗り継いでも運賃は1回分で乗車できます)。ただし、乗継券から1時間以内に限り有効となります。



定期旅客運賃表

(対象路線: 鮎原線)

現 行

【 通勤定期 】

基準運賃額	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
	3.5割引 570円を超える分 は5.5割引	1か月の3倍の 5分引き	1か月の6倍の 1割引き
150	5,850	16,670	31,590
160	6,240	17,780	33,700
170	6,630	18,900	35,800
180	7,020	20,010	37,910
200	7,800	22,230	42,120
210	8,190	23,340	44,230
220	8,580	24,450	46,330
230	8,970	25,560	48,440
240	9,360	26,680	50,540
250	9,750	27,790	52,650
260	10,140	28,900	54,760
270	10,530	30,010	56,860
280	10,920	31,120	58,970
290	11,310	32,230	61,070
300	11,700	33,350	63,180
310	12,090	34,460	65,290
320	12,480	35,570	67,390
330	12,870	36,680	69,500
340	13,260	37,790	71,600
350	13,650	38,900	73,710
360	14,040	40,010	75,820
370	14,430	41,130	77,920
380	14,820	42,240	80,030
390	15,210	43,350	82,130
400	15,600	44,460	84,240
410	15,990	45,570	86,350
420	16,380	46,680	88,450
430	16,770	47,790	90,560
440	17,160	48,910	92,660
450	17,550	50,020	94,770
460	17,940	51,130	96,880
470	18,330	52,240	98,980
480	18,720	53,350	101,090
500	19,500	55,580	105,300
510	19,890	56,690	107,410
530	20,670	58,910	111,620
550	21,450	61,130	115,830
580	22,500	64,130	121,500
610	23,310	66,430	125,870
630	23,850	67,970	128,790
650	24,390	69,510	131,710
660	24,660	70,280	133,160
670	24,930	71,050	134,620
680	25,200	71,820	136,080
690	25,470	72,590	137,540
700	25,740	73,360	139,000
710	26,010	74,130	140,450
730	26,550	75,670	143,370

基準運賃額は、大人の運賃額です。

小児及び障がい者手帳をお持ちの方は、大人運賃額の半額となります。

改定案

定期旅客運賃表

対象路線：鮎原線

【通勤定期】対象:大人

単位:円

対象 エリア		1ヶ月 30日間有効	3ヶ月 90日間有効	6ヶ月 180日間有効
	基準運賃額			
鮎原線	500	14,000	40,000	77,000

【通勤定期】対象:65歳以上の高齢者、障害者

単位:円

対象 エリア		1ヶ月 30日間有効	3ヶ月 90日間有効	6ヶ月 180日間有効
	基準運賃額			
鮎原線	250	9,000	20,000	39,000

定期旅客運賃表

(対象路線: 鮎原線)

現行

【 通学定期 】

基準運賃額	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
	640円まで4割引 640円を超える分 は8割引	1か月の3倍の 5分引き	1か月の6倍の 1割引き
150	5,400	15,390	29,160
160	5,760	16,420	31,100
170	6,120	17,440	33,050
180	6,480	18,470	34,990
200	7,200	20,520	38,880
210	7,560	21,550	40,820
220	7,920	22,570	42,770
230	8,280	23,600	44,710
240	8,640	24,620	46,660
250	9,000	25,650	48,600
260	9,360	26,680	50,540
270	9,720	27,700	52,490
280	10,080	28,730	54,430
290	10,440	29,750	56,380
300	10,800	30,780	58,320
310	11,160	31,810	60,260
320	11,520	32,830	62,210
330	11,880	33,860	64,150
340	12,240	34,880	66,100
350	12,600	35,910	68,040
360	12,960	36,940	69,980
370	13,320	37,960	71,930
380	13,680	38,990	73,870
390	14,040	40,010	75,820
400	14,400	41,040	77,760
410	14,760	42,070	79,700
420	15,120	43,090	81,650
430	15,480	44,120	83,590
440	15,840	45,140	85,540
450	16,200	46,170	87,480
460	16,560	47,200	89,420
470	16,920	48,220	91,370
480	17,280	49,250	93,310
500	18,000	51,300	97,200
510	18,360	52,330	99,140
530	19,080	54,380	103,030
550	19,800	56,430	106,920
580	20,880	59,510	112,750
610	21,960	62,590	118,580
630	22,680	64,640	122,470
650	23,160	66,010	125,060
660	23,280	66,350	125,710
670	23,400	66,690	126,360
680	23,520	67,030	127,010
690	23,640	67,370	127,660
700	23,760	67,720	128,300
710	23,880	68,060	128,950
730	24,120	68,740	130,250

基準運賃額は、大人の運賃額です。

小児及び障がい者手帳をお持ちの方は、大人運賃額の半額となります。

改定案

定期旅客運賃表

対象路線：鮎原線

【 通学定期 】対象：高校生以上の学生

単位：円

対象 エリア	基準運賃額	1ヶ月 30日間有効	3ヶ月 90日間有効	6ヶ月 180日間有効
鮎原線	500	12,000	35,000	67,000

【 通学定期 】対象：小学生及び中学生

単位：円

対象 エリア	基準運賃額	1ヶ月 30日間有効	3ヶ月 90日間有効	6ヶ月 180日間有効
鮎原線	250	9,000	20,000	39,000

通学学期定期旅客運賃表

(対象路線: 鮎原線)

現行

基準運賃額	1学期	2学期	3学期
	4月8日～ 7月20日	9月1日～ 12月24日	1月8日～ 3月23日
150	17,440	19,490	13,680
160	18,600	20,790	14,590
170	19,770	22,090	15,500
180	20,930	23,390	16,420
200	23,260	25,990	18,240
210	24,420	27,290	19,150
220	25,580	28,590	20,060
230	26,740	29,890	20,980
240	27,910	31,190	21,890
250	29,070	32,490	22,800
260	30,230	33,790	23,710
270	31,400	35,090	24,620
280	32,560	36,390	25,540
290	33,720	37,690	26,450
300	34,880	38,990	27,360
310	36,050	40,290	28,270
320	37,210	41,590	29,180
330	38,370	42,890	30,100
340	39,540	44,190	31,010
350	40,700	45,490	31,920
360	41,860	46,790	32,830
370	43,020	48,090	33,740
380	44,190	49,380	34,660
390	45,350	50,680	35,570
400	46,510	51,980	36,480
410	47,670	53,280	37,390
420	48,840	54,580	38,300
430	50,000	55,880	39,220
440	51,160	57,180	40,130
450	52,330	58,480	41,040
460	53,490	59,780	41,950
470	54,650	61,080	42,860
480	55,810	62,380	43,780
500	58,140	64,980	45,600
510	59,300	66,280	46,510
530	61,630	68,880	48,340
550	63,950	71,480	50,160
580	67,440	75,380	52,900
610	70,930	79,280	55,630
630	73,260	81,870	57,460
650	74,810	83,610	58,670
660	75,190	84,040	58,980
670	75,580	84,470	59,280
680	75,970	84,910	59,580
690	76,360	85,340	59,890
700	76,740	85,770	60,190
710	77,130	86,210	60,500
730	77,910	87,070	61,100

基準運賃額は、大人の運賃額です。

小児及び障がい者手帳をお持ちの方は、大人運賃額の半額となります。

改定案

定期旅客運賃表

対象路線：鮎原線

【 通学学期定期 】対象：高校生以上の学生

単位：円

対象 エリア	基準運賃額	1学期	2学期	3学期
		4月8日～7月20日	9月1日～12月24日	1月8日～3月23日
鮎原線	500	36,000	40,000	28,000

特殊回数旅客運賃

(対象路線：鮎原線)

現 行

種類	割引率
回数券 (11 枚綴)	9.1%

改定案

特殊回数旅客運賃表

対象路線：鮎原線

○大人

単位：円

対象 エリア	種 別	旅客運賃	運賃の14倍額	特殊回数旅客運賃	割引率
鮎原線	大人	500	7,000	5,000	28.6%

○高校生以上の学生

単位：円

対象 エリア	種 別	旅客運賃	運賃の16倍額	特殊回数旅客運賃	割引率
鮎原線	高校生以上の学生	500	8,000	5,000	37.5%

○小学生・中学生、65歳以上の高齢者、障害者

単位：円

対象 エリア	種 別	旅客運賃	運賃の11倍額	特殊回数旅客運賃	割引率
鮎原線	小学生・中学生 65歳以上の高齢者	250	2,750	2,500	9.1%

道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見

別紙7

意見番号	回答日時	提出方法	意見提出者の区分	ご意見
1	2025/5/15	メール	5.事案に利害関係を有する方	バス会社の路線維持のための運賃改定とのことだが、運賃改定以外の方法も検討すべきではないかと思う。 今年度はバスの助成金があり助かっている家庭も多いかと思うが、どうしても淡路市の高校生バス通学無料の政策と比べてしまう。 また、バスの時刻が限られているため、部活をすると帰りのバスが使えず、折角バス路線があるのに車で迎えに行っている家庭がほとんどである。高校と帰宅時間を協議してバスの時刻設定をすることで利用者は倍増し、路線維持につながると思う。 家庭にもよると思うが、我が家は便があればバスを使いたいと切望している。
2	2025/5/16	インターネット	1.洲本市内に住所を有する方	賛成です。早めの変更お願いしたいです
3	2025/5/17	インターネット	5.事案に利害関係を有する方	高校の通学に必要なので、小中学生と同じ半額希望。
4	2025/5/19	メール	5.事案に利害関係を有する方 (事務局判断)	こんにちは、いつも利用させていただきありがとうございます。子供が高校へ行く交通手段としてバスを利用してもらっています。大変助かっています。 少し値上がりされるんですね。我が子が通学するのに必要なものなので、特に意見はありません。ただバス利用促進券が今後も続いてくださることを期待しています。淡路市のバスと連携される事になるんですね、学校の授業終了後、12時台のバスに間に合わないことがあり、長時間バスを待つ心配が緩和されることにホッとした気持ちがあります。これからも、利用させていただく事に変わりはありません、よろしくお願いします。
5	2025/5/30	インターネット	1.洲本市内に住所を有する方	淡路市や南あわじ市のコミュニティーバスは、学生200円で1回乗ることが出来ます。また、南あわじ市は、学期定期を購入すれば32,000円で1年間乗れます 学生フリーパス券（月単位） 4,000円/（1か月） 10,000円/（3か月） 16,000円/（6か月） 学期フリーパス券（学期単位） 11,000円/（1学期） 12,000円/（2学期） 9,000円/（3学期） 本四海峡バス「鮎原線」も津名高校へ通学する学生の料金は、大人料金の半額で乗れるようにしてほしいです。年間32,000円で乗れる南あわじ市の料金に比べ数倍高いです。せめて通学の定期代は通常料金の半額での設定を望みます。また、島外に行く学生は、高速バス代の補助金が出ますが、島内の高校に通う学生のバス代は高く、家庭にすごく負担がかかり困っていますので、ご検討のほどよろしくお願いします。

道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見（本四海峡バス株式会社鮎原線）

資料1－1

期 間：令和7年5月16日～6月5日の20日間

周 知：市ホームページ、洲本市LINE配信、ケーブルテレビにより告知

提出方法：意見箱（企画課、五色総合庁舎地域生活課、由良支所）、郵送、電子メール、FAX、インターネットのいずれかの方法で提出

提出件数：5件

意見箱	郵送	電子メール	FAX	インターネット	合計
0件	0件	2件	0件	3件	5件

No.	区分	ご意見	ご意見に対する考え方（案）	修正の有無	修正（案）
1	事案に利害関係を有する方	バス会社の路線維持のための運賃改定とのことだが、運賃改定以外の方法も検討すべきではないかと思う。 今年度はバスの助成金があり助かっている家庭も多いかと思うが、どうしても淡路市の高校生バス通学無料の政策と比べてしまう。 また、バスの時刻が限られているため、部活をすると帰りのバスが使えず、折角バス路線があるのに車で迎えに行っている家庭がほとんどである。高校と帰宅時間を協議してバスの時刻設定をすることで利用者は倍増し、路線維持につながると思う。 家庭にもよると思うが、我が家は便があればバスを使いたいと切望している。	ご意見ありがとうございます。 いただきました洲本市施策に関するご意見は今後関係者と検討させていただきます。 また、ダイヤに関するご意見は今後関係者と検討させていただきます。	無	—
2	洲本市内に住所を有する方	賛成です。早めの変更お願いしたいです	ご意見ありがとうございます。	無	—
3	事案に利害関係を有する方	高校の通学に必要なので、小中学生と同じ半額希望。	ご意見ありがとうございます。 淡路市生活観光バスあわ神・あわ姫バスの運賃にも影響することですので、今後関係者と検討させていただきます。	無	—

4	事案に利害関係を有する方 (事務局判断)	こんにちは、いつも利用させていただきありがとうございます。子供が高校へ行く交通手段としてバスを利用してもらっています。大変助かっています。 少し値上がりされるんですね。我が子が通学するのに必要なものなので、特に意見はありません。ただバス利用促進券が今後も続いてくださることを期待しています。淡路市のバスと連携される事になるんですね、学校の授業終了後、12 時台のバスに間に合わないことがあり、長時間バスを待つ心配が緩和されることにホッとした気持ちがあります。これからも、利用させていただく事に変わりはありません、よろしくお願いします。	ご意見ありがとうございます。 いただきました洲本市施策に関するご意見は今後検討させていただきます。	無	—
5	洲本市内に住所を有する方	淡路市や南あわじ市のコミュニティーバスは、学生 200 円で 1 回乗ることができます。また、南あわじ市は、学期定期を購入すれば 32,000 円で 1 年間乗れます学生フリーパス券 (月単位) 4,000 円 / (1 か月) 10,000 円 / (3 カ月) 16,000 円 / (6 か月) 学期フリーパス券 (学期単位) 11,000 円 / (1 学期) 12,000 円 / (2 学期) 9,000 円 / (3 学期) 本四海峡バス「鮎原線」も津名高校へ通学する学生の料金は、大人料金の半額で乗れるようにしてほしいです。年間 32,000 円で乗れる南あわじ市の料金に比べ数倍高いです。せめて通学の定期代は通常料金の半額での設定を望みます。また、島外に行く学生は、高速バス代の補助金が出ますが、島内の高校に通う学生のバス代は高く、家庭にすごく負担がかかり困っていますので、ご検討のほどよろしくお願いします。	ご意見ありがとうございます。 いただきました洲本市施策に関するご意見は今後検討させていただきます。	無	—

(案)

近畿運輸局長 様

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることを証する書類

本四海峡バス株式会社が運行する一般路線バス鮎原線の運行計画について、下記の
通り地域公共交通会議運賃協議部会を開催し、合意に至ったのでその旨を証明します。

記

1. 地域公共交通会議運賃協議部会の名称及び対象市町村
- | | |
|-------|-------------------|
| 名 称 | 洲本市地域公共交通会議運賃協議部会 |
| 対象市町村 | 洲本市 |

2. 地域公共交通会議運賃協議部会にて合意に至った年月日
- 合意年月日 令和7年6月16日

3. 合意の内容

1) 路線バス鮎原線の運賃改定案について

路線バス鮎原線の利便性向上による利用者増加および路線維持のため、現行の距離別
運賃から均一料金に運賃を変更する。

2) 開始日

令和7年9月1日(月)

3) 対象路線

本四海峡バス株式会社鮎原線 (JA淡路日の出五色支店前～しづかホール前)

令和7年6月 日

洲本市地域公共交通会議運賃協議部会
部会長 塩唐松 照佳

運賃改定

均一運賃とし、通常運賃のほかに回数券、定期券及び1日乗り放題券等を設定します。

区分		大 人	高校生以上の学生	小学生、中学生、 65 歳以上の高齢者、 障がい者	幼児（1 歳以上 未就学児まで）	
通常運賃 （1 乗車につき）		500 円		250 円	50 円	
回数券		5,000 円 （14 枚綴り）	5,000 円 （16 枚綴り）	2,500 円 （11 枚綴り）	—	
定期券	1ヶ月 （30 日間有効）		14,000 円	12,000 円	9,000 円	—
	3ヶ月 （90 日間有効）		40,000 円	35,000 円	20,000 円	—
	6ヶ月 （180 日間有効）		77,000 円	67,000 円	39,000 円	—
	学期	1 学期	—	36,000 円	—	—
		2 学期		40,000 円		—
		3 学期		28,000 円		—
一日乗り放題券 （当日限り有効）		1,000 円		500 円	—	

- （1）小学生以上の同伴者と乳幼児（1歳未満の乳児及び1歳以上未就学児までの幼児をいう。）が乗車する場合は、同伴者1人につき、乳幼児2人まで無料とする。幼児のみが乗車する場合の運賃は、幼児1人につき、1乗車50円とする。
- （2）障がい者の同伴者（介助者）は、障がい者と同等の運賃とする。
- （3）鮎原線からあわ神・あわ姫バスの路線への乗継ぎは、乗継券、定期券での利用可を前提とする（片道に複数回乗り継いでも運賃は1回分で乗車できる。）。ただし、乗継券から1時間以内に限り有効とする。